

# 未払賃金立替払制度

「未払賃金立替払制度」とは、働いている会社が倒産したことにより、給料がもらえないまま退職した従業員に対して、国(独立行政法人労働者健康安全機構)がその給料の8割を従業員に立替払いする制度である。

この制度は、従業員とその倒産」と「事実上の倒産」(農林水産業の一部を除く)。  
③の倒産には、「法律上の倒産」には、「法律上の倒産」の請求ができる期間は、破産手続開始の裁判所の決定または命令(事実上の倒産の場合は労働基準監督署長の認定)日の翌日から起算して2年以内である。

## 倒産した会社の月給+退職金

# 8割を従業員に

の家族の生活の安定を目的としている。この制度を利用するための要件は次のとおりである。

倒産した会社の要件は、  
①労災保険法の規定が適用される事業であつたこと、  
②1年以上事業を行つていたこと、  
③倒産したこと、  
以上3点である。

がある。前者には、破産、特別清算、民事再生および会社更生の4つがある。後者は、中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、給料を支払う能力がない場合をいい、労働基準監督署長の認定が必要となる。

倒産の場合には破産管財人などが証明し、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長が確認する)である。

未払給料額とは、支払い期日に支払われていない「月給」と「退職金」の合計金額のことであり、ボーナスは含まれない。未払給料の立替払としてももらえる

ト・パート・外国人など含む)の要件は、①倒産日の6ヶ月前の日から2年の間に退職したこと(例:2019年1月1日に倒産した場合、2018年7月1日から2020年6月30日までに退職したこと)、②未払給料額などについて、証明をもらうこと(法律上の定)日の翌日から起算して2年以内である。

立替払の手続方法は、法

金額には退職日の年齢によって上限があり、最も多い金額は、45歳以上の370万円×80%≡296万円となる。

未払賃金の立替払の請求ができる期間は、破産手続開始の裁判所の決定または命令(事実上の倒産の場合は労働基準監督署長の認定)日の翌日から起算して2年以内である。

Q 私

務で土曜日、同

この制度について詳しく知りたい方は、お近くの労働基準監督署又は社会保険労務士へご相談いただきたい。A あなたは、会社がに出勤するラスして休み給する必要

【愛知県会 社会保険労務士 佐々木健二】